平成２１年（フ）第２７３１号
福岡市早良区四箇田団地２番306号
債務者　窪田　光子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６７０号
大分市大字奥田682番地の８
債務者　吉良　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
鹿児島県阿久根市波留2996番地
債務者　池之原健一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川2505番地４
債務者　若松　広信
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番県３―203号
債務者　野田美智子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名532番地
債務者　柏木　　一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2439番地
債務者　椈井真由美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５６８号
仙台市青葉区国見６丁目23番31号　スカイマンション道303
債務者　須藤　輝彰
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８６号
仙台市若林区上飯田１丁目５番78号　アメニティゾーン遠西Ⅱ102
債務者　阿部　沙織
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８８号
宮城県宮城郡利府町加瀬字石切場35番地４
債務者　平山　一幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８９号
仙台市泉区館３丁目42番地の４
債務者　田口　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９２号
宮城県名取市大手町２丁目７番地の１　シグナス大手町二番館102号
債務者　沖田　千秋
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西31番地の３、前住所福島県会津若松市幕内東町３番21号
債務者　弦巻　良江（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
福島県喜多方市松山町鳥見山字上堰下4911番地７、前住所福島県喜多方市松山町鳥見山字三百苅5668番地３
債務者　庄司　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
水戸市柵町２丁目４番25号　石田アパート203号
債務者　澁谷　博子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５２号
茨城県小美玉市羽鳥684番地２
債務者　吉川　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５３号
茨城県小美玉市羽鳥684番地２
債務者　吉川　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
水戸地方裁判所